

二 文觀上人の自撰書に就て

如意輪陀羅尼經	小野弘祕鈔	金峰山祕密傳	文觀護摩次第
大毘盧遮那佛眼法	地藏菩薩法	般若心經法	千鉢文殊法
釋迦法	瑜祇經法	阿彌陀經法	理趣經法
如法八字文殊法	普賢延命法	注理趣經	謀書目錄の説
金峰山祕密傳奥書の見解			

寶鏡鈔に云ふが如く、文觀上人自撰の書が千餘卷もあつたとすれば、それを作るだけでも、中々大事業であつたと云はなければならぬ。事實千餘卷あつたか否か、それが又嵯峨邊に於て悉く焼失されたか否かも判然しない。立河流聖教目錄に載つたものも澤山の種類があるが、それは文觀上人の作ではなく、宥快上人當時の世流布のものであらう。然し現在名を文觀上人に附したものが、幾分か存在して居るのも事實である。今大日本史料に蒐載せられたものを年代順に記して見やう。

大日本史料に載つて居るもので年代の尤も古いのは、和泉國松尾寺所藏の如意輪陀羅尼

經であつて、其の奥書は次の如くである。

建武二年十二月廿三日令相傳之、此當流最上神尊也、仍此經可爲甚密勝本者也、付法人可傳受之

法務僧正弘眞(花押) 生歳五十八

次は延元元年もので、東寺三密藏目錄五にある小野弘祕鈔第六である。

小野弘祕鈔第六内題後七日法甲歳 終 延元々年五月四日記之、巳尅、重同四年七月九日令清書、此偏奉爲天長地久御願成就也

東寺座主兼醍醐寺座主大僧正御判

本書は比丘寶蓮なるものが更に書寫し、傳授を受けて居るが、其の奥書は次の如くである。

興國二年辛巳十一月十二日辰刻、賜東寺座主法務前大僧正御房御本書寫之畢 比丘寶蓮

同十二月十一日御傳授畢

次は延元二年のものであるが、これは左の數種である。

金峰山祕密傳中

(奥書)本云

延元二年三月十五日、奉爲國家護持、且爲増藏王權現威光記之、同八月廿四日、重金精牛頭行者供養次第書入畢

法務僧正在判

金峰山祕密傳下

(奥書)

奉爲主上御修行藏王次第進上、彼中記之了、延元二年七月 日、爲令法久住記之了

法務僧正謹書之

此の金峰山寺に對しては、延元四年に大夫律師房なるものに綸旨を下して、弘眞僧正に就て小野の一流を傳授せしめて居るのである。金峰山神社文書に曰く

(傳) 令轉受小野一流於當山、向後殊可抽御祈禱之精誠、且此趣被仰小野僧正了、可被存知

者、天氣如此、悉之以狀

延元四年六月二日

左 中 將 (花押)

大夫律師房

この大夫律師房を大日本史料の編者は、吉水院眞遍かと云ふて居るが、未だ其の人を明かにしない。

次は吉野如意輪堂所藏の文觀護摩次第である。其の奥書に曰く

延元二年七月卅日午尅記之

奉爲今上聖主御願成就、早爲逆徒退治天下靜謐、爲勤行、任相承祕傳所記之、甚深祕法也、輒不可授教、付法一兩人外不可授之、佛法之磨滅、王法衰微、只此時也、此尊本誓尤亦此時也

法務大僧正弘

此の次第の傳授を受けた比丘寶蓮の奥書は次の如くである。

興國三年正月十七日、於大和州吉野郡現光寺賜御本寫書之 比丘寶蓮

同廿八日巳尅御傳授了

次は東寺三密藏目錄五にある大毘盧遮那佛眼法並に地藏菩薩法である。

大毘盧遮那佛眼法

一帖寫

延元二年九月廿一日蒙勅命奉注進之 法務大僧正弘——上

自今日御發願由被仰下

勅使亮意法眼

〔朱書〕
「交點了」

一帖寫

地藏菩薩法最祕
延元二年十二月七日記之

法務大僧正弘——

前書は興國二年十二月九日に傳授して居り、後者は同三年二月十八日子尅、現光寺西僧房南房に於て、比丘寶蓮が書寫して居る。前者の受者名は明かでないが、恐らくは比丘寶蓮であらう。

次は延元三年のもの二種である。

般若心經法

一帖寫

延元三年二月十四日蒙勅命奉注進之勅書在之

大僧正弘——上

右を比丘寶蓮は興國二年十一月廿五日子尅、大和國吉野郡現光寺に於て書寫し、同十二月廿六日に傳授を受けて居る。

千鉢文殊法甚祕

一帖寫

延元三年五月一日記之而已

醍醐寺座主大僧正弘——御判

比丘寶蓮は興國三年正月廿八日に傳授を受けて居る。以下は延元四年のものである。

釋迦法

二帖寫

延元四年二月十三日受傳法記之

弘——

比丘寶蓮が、右を吉野郡現光寺で書寫をしたのが興國二年十一月三日で、同年十二月五日から五七日に亘つて傳授を受けて居る。次も延元四年のものであるが、東寺三密藏目錄一にあるものである。

瑜祇經法

今此法兩部蘇悉地一心曼荼羅也、以心傳心法第五三昧耶人授之、故經云、大阿闍梨應作此法、若諸阿闍梨、曾入金剛界大灌頂、及受金剛界阿闍梨位、應作此法文 法甚祕在之

然今爲傳法一人、且爲繼法命、相承大事記之此經惣行次第法、三御子也、並源運僧都傳在之、然今大師御記、爲甚祕傳也、自集極理在之、不付法不座主不可授之、勿違々々

于時延元四年六月六日記之

醍醐寺座主大僧正弘——御判

次は東寺三密藏目錄五にある瑜祇經法、理趣經法等である。

理趣經法

一帖寫

延元四年六月七日、以祖師相承本自手書寫畢、此法一法界^リ法、貞觀寺僧正直受大師授與記之給、嫡々相承唯授一人次第也、常一法界^リ法三御子大略記之、祕密印言等全傳之、小野小頭獨傳之、自大師以來付法、廿二代主予付法但一人也

座主大僧正御判

延元四年六月十九日、奉注進言上畢 弘——上

數月觸玉躰御勤仕之

理趣經法

一帖寫
朱書
「交了」

延元四年六月廿九日 記之畢

東寺座主兼醍醐寺主大僧正弘——御判

比丘寶蓮は前者を興國二年十一月十九日に、後者を同月廿一日に書寫し、同年十二月廿五日に傳授を受けて居る。

(法)
如寶八字文殊法

一帖寫

八字文殊法、以如法之儀可令勤修給旨被仰下候也、仍言上如件、光任誠恐謹言

十二月廿三日

左少辨光任奉

進上小野僧正御房

此の八字文殊法は最祕の法として、右の繪旨を給ふたのであるが、それに對して文觀上人は次の如く附記して居る。

右此尊法當御代始、以如寶儀^(法)可勤仕由所申入、可被下繪旨被仰下間、且爲用意相承祕趣記之、門葉上首守惜如已眼精穴賢々々可祕々々

第三編 文觀上人の思想

二 文觀上人の自撰書に就て

一四八

干時延元四年六月廿八日

東寺座主大阿闍梨耶大僧正弘——

同四年十二月廿三日、當御代始、任先皇勅約可令勤仕旨綸旨被下間、十二月卅日爲年始御祈禱奉始行、同五年正月七日、々中奉結願了

普賢延命法

一帖寫

中二
延元四年七月一日記之

東寺座主大僧正弘——御判

終二
延元四年七月十二日、爲令法久住乍臥小病床記之

東寺座主大僧正弘——御判

比丘寶蓮は、八字文殊法は興國三年正月廿五日に、普賢延命法は同年二月十三日に書寫し、後者は同月廿四日に傳授を受けて居る。

以上列記したもの、外に、注理趣經四卷がある。上記のものは事相上のものであるが、注理趣經は教相上に關する著述であり、眞言宗の常に依用するところの理趣經の注を、勅命に依つて著述したものであつて、文觀上人の思想の那邊にあるかを如實に示して居るもの

であらうと思ふ。上記のものも立河流聖教目錄にその名を見ない。見ないが故に焚滅の厄を遁れたのかも知れない。現今野澤諸流に亘つて重書祕訣と云はれるものが澤山あるが、これは邪流の範圍外にある先徳が、名を祖師に假つて作つたものや、又自己の口傳相承を記して傳へたものが頗る多いのである。故に文觀上人に上記のやうな書籍次第があるからと云ふて偽書作製の罪を彼一人に負はせることは出来ない。この解決の鍵を握つて居るのは文觀上人の自撰と云はれる次第作法の閱覽であるが、吾人が非常に遺憾に思ふことは、此れ等の書の大部分が祕藏せられて居て、東京帝國大學史料編纂所にも奥書だけしかなく、本文を見ることが現在の吾人としては不可能の事である。依つて其の内容を巨細に論ずることは出来ないが、彼の思想から判斷して、よしんば彼の作製した次第や書籍が、正路より横道に外れて居るにしても、當時の南朝不遇を好轉せしめやうとする方便として行つたものとすれば、其手段は正統密教を毒したと云ふ點に於て非常に誤つて居たが、當時の彼の心境として止むを得ないに出たのであらうし、又何でも彼でも凡て怪しい疑はしいものは彼に押しつけて終つたものもあり、又怪しくないものでも彼のものではあれば、凡

て怪しいものと獨斷して終つたものもあるかも知れないのである。石山寺所藏の謀書目録の奥書に曰く

或記云、當代被貴重之、於三寶院法流稱受道順僧正寫瓶、而三尊合行次第、三寶院骨目傳之云云、仍奉授禁裏事、彼僧當代以外朝獎而三寶院法流隨道順相承之由自稱、即三條坊門通重公、道祐法印同爲道順相承門跡、幼稚間受印可大事等少受之、委細受法一向文觀可加持之由申置入滅云云、此僧自稱先不足信用、道順非憲深之附屬之上、如何可授文觀、彼僧受法分齊傳聞アナタコナタ籤ヲク、リテ習集者也、仍或邪法等有之由風聞、而先年道順於武家有沙汰事、而伊勢前司與文觀異他相馮師檀也

依之道順就文觀能樣被沙汰事、可加口入之由示之、而文觀則可致祕計之由、告伊勢之處、難去之間無相違廻祕計、道順得理了、依之道順雖爲何事不可默止之由勢約、爰文觀於所々所習事軌等、具授文觀之由事載之、加字判形可給之由懇切之間、道順僧正無子細悉贈與事了、以之文觀稱道順瀉瓶、可謂不足言、如此聖教中三尊合行次第書、文觀所持之、而以此事稱三寶院骨目奉授 禁裏、御信仰異他款感尤深云云

とあるが、以上の記述の中の主張から見ると、彼の法敵即ち隆勝門下のものがこれを書いたのではないかと云ふ事に氣が付く。即ち道順が憲深の瀉瓶でない^(淳)と云ふ主張と、文觀上人が自己流の怪しいものを書いて、道順に字判形を強制したと云ふことである。道順が憲深の瀉瓶であるかないかは一方的の主張では成立しない。密宗血脈鈔の如きは隆勝方の法統を繼承した隆増の記に依つたのであるから一方的のものである。それから文觀上人が自己の僞作の印信血脈に、字判形を強制したと云ふことも信じ得ないことである。三尊合行次第が文觀上人の自撰としても、其處に其れ相當の理由はあらう。金峰山の如きは、勅命に依つて文觀上人から小野流を相承せしめたのであるから、其の所傳の如きは信用し得らるゝと思ふが、それでも文觀上人の自撰なるや否やと云ふことに就て多少疑問を持つた人も無いではなかつた。金峰山祕密傳を享保八年三月廿一日に校訂した慈元なるものゝ上巻の序例に記した、左の文の如きは其の一例である。

斯書古來未詳何人撰述、餘因從事校讎抽出後批、所謂延元二年法務僧正之文諮詢諸方未聞的說、或云小野僧正撰出奏覽南帝、想觀嘗倚賴宮勢補東寺長者、事如寶鏡鈔具載、

然則此說或是、更俟考覈焉

或云、文觀僧正者、其所傳密法頗涉邪義、故古今密門正統嫡傳者斥之不齒、此書若果其所撰者不應信用、子以爲如何、予曰、啞然、誠如賢問、嘗竊反覆討論、不可依者往々而有焉、至辨財天法中、孟浪之說特甚、然而於當山爲其實、雖隋珠趙璧不可易也

其說邪正具擇法眼者、自當識別故放置而不論耳

此の金峰山祕密傳は、内外の事情から推して、文觀上人の自撰であると云ふことが、眞に近いやうに思ふのであるが、然し其中のものが全部杜撰孟浪と云ふのでもなく、時に取扱方を誤つて居り、且本有門の學者から見ても多少恕す可らざる過誤に陥つて居たにしても、其れは方便であつて、眞言宗最高權威者としての彼の眞意であつたと断定し去ることは彼を圍る種々の事情からして出来ないやうに思ふのである。これは後に至つて注理趣經の著述年月と、其内容を紹介する際に更に説述したいと考へる。唯この項に於ては、嵯峨邊にて焼亡されたと云ふ彼の著述にも——或は彼の名を冠したゞけのものもあるかも知れないが——上記の如きが今日尙殘存して居ることを紹介するのに止める。其の内容の検討

が、前述の理由で出来ないことは遺憾であるが、後の眞摯な學者の手に依つて、闡明される時機もあるであらうことを期待して居るし、自分の所論の是正されるやうな時期が到来すれば、怪奇に充たされた文觀上人傳の闡明のためにも、又眞言宗史研究のためにも、結構なことであつて、正當の資料に依る立論の前には私は喜んで頭を下げる考である。

尙文觀上人から傳授を受けて居る寶蓮と云ふ人跡に就て調査して見たが、如何なる行歴の人か未だ判然しないが、將來これもまた明かにされる時期もあることゝ信じて居る。

三 注理趣經の説は邪流に墮せるか

立川流の三經一論	注理趣經撰述の目的	撰述の年月考
立川流の思想と理趣經	注理趣經の説	那羅那里娛樂
理趣經祕訣の説	本有學派の行く可き途	理趣經大綱祕釋

文觀上人自撰の書は勿論のこと、立川流に關係のある書籍は寶鏡鈔に依ると、嵯峨邊に於て燒却したと云ふが、これが事實とすれば今日文觀上人自撰のものが、尙幾分殘存して居るのは燒却者の目がとゞかなかつたのか、或は又上人の關係者が隱匿して置いたかである。其の中で吾人が上人の思想を知るものとして重視す可きは、注理趣經四卷の上人の自著である。理趣經は、立川流の所依經典の三經一論の隨一であるから、その注釋書を立川流の大成者と見られて居る上人が、自撰したとすれば、其の注釋書の中に盛られた上人の思想に依つて、上人が眞に立川流に關係があつたか否かを判斷することが出来るものと稱す可きである。上人は注理趣經四卷の終りに記して曰く

今受相承之祕趣、輒記大卷之大都、願燃寶相般若之慧燈、普照法界衆生之長夜、

弘國三年十二月十六日未尅^絶筆

東寺座主法務大僧正弘眞^{七十有}三歲^判

此且蒙先皇勅命所鈔記之、仍獻醍醐之法味、奉祈後醍醐之妙果、以同門行者思之、此の奥書に依つて見ると、本書は後醍醐天皇御生前の勅命に依つて、天皇の崩御の後に撰じたものと思はれる。撰述の年號は、日本大藏經には弘國三年とあり、佛書解題には三を通都に従つて四と解して、此れを後村上天皇興國四年の撰述と稱して居る。然し興國四年とすれば、上人は六十六歳の時である。若し七十三歳の時とすれば、正平五年でなければならぬ。故に吾人は注理趣經の奥書に於ては二字の誤寫があるのではないかと思ふのである。三は普通に四であつて、東寺長者續紙等は四の場合に、多く三の字を用ゐて居る。注理趣經の現存の原本は、應永十一年十月十四日に覺尊なるものが、和州十市郡秦樂寺に於て一寫し、更に應永廿三年四月晦日に、播州饒万郡增位山護摩堂に於て再寫したものであるが、最初に秦樂寺に於て寫得した時の原本が、上人自筆のものに據つたか否か不明である。興國四年から覺尊が最初に書寫した應永十一年迄は、六十餘年を経過して居るの

で、此の間に二寫三寫して居ないとも云はれない。かうして轉寫されて居る中に幾分か誤字が生ずることも有り得ることである。而して本書は、後醍醐天皇崩御の翌年の興國元年、上人年六十三歳の時の撰述であつたのを、轉寫の際に元の字が上の二に下の凡を又二として三とし、年齢の六十三歳の六の字の草書か、難筆かを七と書誤して、七十三歳として終つたのではなからうか。然れば上人は、帝の勅命に依つて理趣經の注を撰述することになつて居たのを、未だ撰進せざるうちに帝は御崩御になつたので、上人は急ぎ此れを完成し、崩御の翌年即ち興國元年に尊前に供へ上つたものと解することが出来るのである。

立川流の人々は、生物界の二大欲求の一たる性慾問題を中心とし、此れに依つて人生なり、宇宙なりの眞實性に觸れんとした。否眞實性をこれに依つて掴むことが出来るものと考へた。而して彼等が所依の經典とした理趣經は、彼等の立論に尤も都合好く貪愼痴の三毒煩惱即菩提涅槃たる所以を高唱した經典である。即ち此の經典の所説に依れば、吾人衆生の三毒煩惱の本體實相は、その儘六大躰性にして、不生不滅の阿字本不生際の理に外な

らない。此の理を如實に知見し逮得して、性海本有の境に悟入する時は、行者の見聞し觸知する六塵の境は、皆悉く佛事でないものはないのである。然るに一切衆生は諸法實相の理に體達せざる所から、隔歴妄執の見解に囚はれ、生佛一如の深理を悟ることが出来ずして、徒らに凡夫の迷執にほだされ、理智不二融混一躰と成つて、其處に大佛事が成就せられることを證悟し得ない。この理智妙融の極致を卑近なる男女の交會に寄せて示したのが、即ち此の經の般若方便の理趣である。淺見無智の徒は、此の深意を證悟し得ずして、徒らに字句の末に拘泥して、遂に理趣清淨の妙諦を逸し、其れが爲に其の解釋が邪義邪流視せられるに至るものも生じたのである。即ち經主は寓意に依つて最高の理趣を説いたものであるが、寓意を寓意として取扱はない時に、其處に救ふ可らざる妄見邪執に没在し去るのである。立川流の人々は密教の深意の存する所を解し得ず、文字の外相に囚はれて、その字義に體達せざる所から、遂に邪義に陥つて終つたのであると思考せらるゝのである。

扱文觀上人は如何に此の經を注釋したであらうか。上人は注理趣經四卷の總序として述

べて

今經、大意者、載夫列字廓然不生不滅台灌頂瑜伽、無礙自在金開題文也、今文上句、指胎藏本有理也、故云阿字廓然、是諸法本源、佛法自證也、三世常住離去來、凝然不變、離生滅、故云不生滅也、下句學金剛界修生智、故云灌頂瑜伽也、灌頂者、灑鑊字智水、即令生長萬德芽莖故、二利究竟、境智冥合、故云無礙自在也、今阿鑊二字、爲經宗者、即付能說主、故約序品能說尊、以鑊字爲源、此一經能說教主也、約第二段能說主、以阿字爲宗、此所說十七段中、第二段此能說尊理趣故、若約經宗體者、又以吽字爲宗、今此經者、說一切有情本有薩埵旨、不動無始色心、以本有因爲源、以吽字爲宗、是以初段十七尊中以忿等五尊爲本、後段五祕密、全以四妄爲金薩、共是吽字也

と説き、經題を釋して五佛、五智、五部、五方に配し、吾人が無始の色心の實相を動ぜずして、是れを以て因とし、一切有情は其の位を轉ぜずして、本有の薩埵たる旨を明かにし、又大樂不空三昧は金剛薩埵大菩提心の上に、本來具するところの五智五佛の功德なる

旨を明して、「大樂等號專薩埵祕號也」と説き、此の金剛薩埵を大樂と稱することを理趣釋を引いて

金薩名大樂者、理趣釋說妙適義、以蘇羅多義釋之、蘇羅多者、如世間那羅那里娛樂、金剛薩埵又是蘇羅多、以無緣大悲、適緣無盡衆生界、願得安樂利益、心會無休息、自他平等故、云蘇羅多

と釋して居るが、金剛薩埵は無緣の大悲心から、能く一切衆生を利益し、安樂して俱に佛道を成ぜしめ、自他平等に法界自爾の理に冥會すること、恰も世間の那羅那里娛樂の如きものである。救濟するものも救濟せらるゝものも、俱に定慧不二の法味を滿喫し得る所が、大樂不空三昧である。理趣經は欲界の他化自在天王宮中に於て説かれたのであるが、この他化自在天王宮は五欲殊に勝れて居る所であり、而して今の實相般若の理趣も、諸教中の王なるが故に、この他化自在天王宮に於て説かれたのであつて、大日如來は欲界の最高である他化自在天王宮に於て、諸教中最高の此の實相般若の理趣清淨の深旨を説かれたのは同天王を降伏して佛道に歸せしむるがためである。故に理趣釋に説いて

他化自在天宮者、名爲欲界頂、他化自在天王宮殿菩薩、證得第六地位現前地、菩薩住、般若波羅蜜觀、多作此天衆王、爲天人說般若波羅蜜、其天界五欲殊勝超越諸天、是故毘盧遮那佛爲金剛薩埵、說大樂大貪染、

とあり、大樂大貪染の語も耳には卑近にして、其の理趣たるや實に深いものがあるのである。文觀上人は更に自説を進めて次の如くに説述して居るが、此處が彼としては正邪の岐路に立つたとも云へるであらうと思ふ。即ち曰く

又那羅那里法喻當體時、那羅是父也、那羅即母也、父母愛樂至極時、二滯和合、其中識種、即托生爲子息、是則金剛薩埵也、二人微息、化生二饑、故名子息也、是即本有普賢也、故東方初發心菩薩名金薩者、是合宿際而生故、云本有薩埵也、合宿後、號修生薩埵、今所說五秘密中臺薩埵、是第八識、生死相續體也、四菩薩、即第七相應煩惱也、是生死即涅槃、煩惱即菩提義也、論中、云一切衆生、本有薩埵、爲貪慎痴煩惱之所縛故也、普賢菩薩實體、不動无始迷倒、爲本有薩埵故无始無明、即一切諸佛、大明本源也、以無始迷倒爲金薩、故爲一切如來大祖、此尊三摩地、名爲諸佛法也、今

妙適者、通内外、於自證法者、生大欲大樂適悅歡喜心故也、於一切衆生界、無緣大悲、令生大歡喜心、名蘇羅多尊也

右の説明中に於て特に○點を附した文字に依つて觀察するに本書の作者は十分に經の眞意を得て居たか否かと云ふ疑問を挿まれるのも止むを得ないのではないかと思ふが、今は其の誤解と思ふ點のみを指示するのに止めて置く。此は理趣釋に

經云、所謂妙適清淨句是菩薩者、妙適者梵音蘇羅多也、蘇羅多者如世間那羅那里娛樂、金剛薩埵亦是蘇羅多○得妙適清淨句、是故獲得普賢菩薩位、

とある文を解釋したに過ぎないやうに見られるのであるが、文觀上人は恐らくは理趣釋を眞に味讀せずして皮相の見解、或は自我流の解釋を以て此の經に臨んだのではなからうか。其處に救ふ可らざる邪流的の過誤が含まれて居たやうに思ふのである。勸修寺道寶も理趣經秘訣第一に

如世間那羅那里娛樂者○此是以世間男女姪愛之娛樂、喻如來大悲與樂之義也、以此義故名曰大樂、可思之

と述べて居るが、兩者の文を比較して見て解釋上に幾分の相違點があるやうに見受けられる。即ち道寶は本有學派の埒内に留まり、文觀上人は幾分なりとも其の外に出て居るやうである。然しながら受法用心集に「此經文の文には女犯は眞言一宗の肝心、即身成佛の至極なり、若し女犯をへだつる念をなさば成佛の道に遠ざかるべし」と紹介して居る立川流の説に比較して見れば、文觀上人の説はなほ遙かに經意に契つて居ると云ふ感があるにしても、本有學派の説を十分に了解せずして文字通りに、淺略なる識見を以て譬喩と事實とを混同して説いたと云ふ非難は遁れ得ないものがある。一體祕密佛教に在りては、何が故に那羅那里娛樂の如き、一步を誤らんか、否誤り易い譬喩を以て、成佛得道の眞理趣を説明せんとしたのであらうかと云ふに、これは譬喩として凡ての人に尤も理解し易いからであると云ふのが、此の譬喩使用の理由であらうが、この譬喩を取扱ふ上に於て、勸修寺道寶が、同書の中に

凡自家一生成佛者、從入胎最初、至灌頂正覺之夜爲一生、花臺正覺爲得果、是即身成佛一生得果之源底也

と説いて居る如く、本有學派の學匠は、宇宙間の萬有諸法は云ふに及ばず、吾人衆生の一舉手一投足、行住坐臥は其の善惡無記の如何を問ふことなく本來淨菩提心の功德なる旨を根本思想として宗義を解釋して居るから、その譬喩引例も畢竟かうした當相に即して眞道を開顯せんとして居るのである。故に男女の二根交會も、貪瞋邪見も、惣じて淨菩提心の功德であつて、一も捨斷す可き法はない。蓮華部心軌に於て説く所の大欲と大樂不空身とは理趣會の法門であつて、大欲は理智の冥會を示した印明であり、大樂不空身は理智不二の究竟理盡を示した印明である。理智即ち禪定と般若との冥會がそのまゝ法身如來の三密功德の具現となる。故に本有學派の學匠達の取り來つた行き方は、眞言教學の本旨を表現するものとして何等誤りのない方法ではあるが、淺學無智の徒は譬喩的の文字をば眞實のものとして誤認して、遂に密教の眞意を誤り、かくして皮相の見解に陥り、遂に救ふ可らざる深淵に墮落して立川の邪流を形成するに至つたのである。水戸六藏寺の惠範上人も不二記十二時不退行法の三種三昧耶七重鏡鉢等裏書に理智事の三點の解釋を破した中に

不二事點言不審、此三寶院正流ヨリ破セラル、事也、此靜遍・道範・自性上人ナトノ

宗、肝要セラル、也、故、理智事、三點名目仕ハル、也、正流キラハル、意、理、台藏界母也、智、金界父也、事點不二所生子金剛サタ也、云所立也、此見、又眞言行者サヘ動スレバ女犯ナス也、呪ヤ兩部、父母也、金剛サタ子也示サバ、女犯シテ金界、大日ナルヘキトテ落墮スヘキ故深嫌也

とその迷妄の依つて來る點を明かにし、更に語を繼いで

正流意、^ハ躰置色法、台也、心法、金也、色心不二、大日習也、殊勝事也

と説いて居るが、兎角秘密教の文字、譬喩の解釋が淺學のものをして誤らせ易かつたのである。

元來文觀上人は從顯入密の人であるから、密教の教理の取扱方に就て皮相淺薄の見解に墮することをまぬかれなかつたかのやうに思ふのである。其の所説も修生學派から見たならば、非議せらる可き運命にあり、且又本有門の學者から見ても往き過ぎと思はれるのみならず、所謂正統派からは論議せられ、排斥せらる可きものであると云ふ結論に到達することであらうと思ふ。好漢遂に思想的には救ふ可らずであつたが、然しこの思想から推論

して直ちに彼を立川流の大成者乃至は宣傳者と見ることはなほ研究の餘地があることと思ふのである。

尙文觀上人は正平十二年八月廿六日即ち彼が入寂に先立つこと僅か四十日前に、後村上天皇の勅命に依つて、理趣經大綱祕釋を撰して居る。之は尾州大須寶生院に存在して居るものであつて、大日本史料第六編に蒐録されて居り、次の如きものである。

理趣經大綱祕釋

□□此經、欲入大綱略開三門、述其祕趣也、初其大綱者、□此經者、一切凡聖、本具輪圓之理趣、自性法身、自祕圓□之境也、是亦金剛薩埵自覺本初之實相、普賢滿□法爾應住之法門也、是以法性大日居欲王頂、自受大貪染愛之性樂、普賢薩埵入摩尼殿、即既本初內證之心月、是故大師祕釋云、越有大樂不空十七尊曼陀羅、超兩部而建、却過三種以構、彼無始無終坐其極、金幢金杵莊其堂、常恒佛業何有無、八供仕女滿於法界而無盡、四攝使天遍於四生以饒益、誠朗覺月於心寶、曜惠日於蓮宮、此本性樂、自證之法門、法爾無作、□圓之理趣也、是名般若亦號理趣、經王大綱在之、□

二尺題目者、今此經者、金剛頂經十八會中、第六會□□理趣會品也、而雖爲金剛界表、示胎藏實相、□□部不二源應也、是以今約兩部表二題、初題□□胎藏、後題約金界者也、□此經者都達卅空□殿菩薩理趣也、致□未者、以五秘爲最、染淨諸尊、住入五□三昧、住一蓮而不染生死、居一月且不住涅槃岸、此即九界迷心、內入實相理趣、佛界瑜伽、共住一如床坐故、入今經宗時、可離□生死、々々涅槃躰無二故、可無煩惱、々々菩提性不二故

凡一經十八會第十五會、名祕密集瑜伽、此第四段法門也、第十六會、無二平等瑜伽、此且今經第十七段法門、是以金剛頂經一部最要、偏在此經也、可信可尊、最祕至要、但在經故也

正平十二年丁酉八月廿六日

老躰已乍臥重病、思法流依思門葉、且蒙勅命間、任筆鈔記之、伏乞、兩部諸尊、別願八大高祖、垂知見證明、令成求願、當往詣兜率佛閣成同法大願而已

東寺座主法務前大僧正 弘眞

この理趣經大綱祕釋には別に立川邪流的思想は發見されない。文觀上人は後醍醐、後村上兩朝の勅命に依つて、二回理趣經の深趣を説いたのであつて、これは彼として天恩の難有さに感泣すると同時に、幾分得意であつたらしい。而して注理趣經の解釋は結局本有學派の深理を逸し、其の守る可き範圍を脱して、所謂立川邪流の域に没入したかの觀のあるのは否まれないものと思ふのであるが、たゞ此の思想が不思議にも彼の在世當時には何等問題とならなかつたものと推定されるのは前述した通りである。然しこれが後世に至つて世人に彼の人物を非議せしめ、立川流に因縁づけしめ、寶鏡鈔等に於て駁撃せられる所以となつたものであるが、彼の思想の内容と、彼としては方便ではなかつたかと思ふ聖教次第等の製作とは、これは別箇に論ぜらる可きものであり、又これを以て彼が立川邪流を大成し、宣傳したと見るのは皮相の見たるを遁れないであらうと思ふ。即ち彼の行動は立川流とは全く別箇のものではなかつたかと考へるのである。

四 文觀上人に對する非難の檢討

高野山衆徒の非難 本有學派と修生學派の争の犠牲か
天下恢興のためか 南北兩朝争の犠牲か 宥快對立川流抗争の卷添か
彼の功罪

私は別に奇を好んで、現在迄惡評裡にある文觀上人を辯護し、美化しやうとするものではない。然し公平に見て、彼が吉野朝の無二の忠臣であつたこと、それが東寺の一長者として非議の的となるものであつても、自ら戰場にこそ出なかつたが、吉野朝に盡した新田、楠木、北畠、名和、菊地の諸氏に比して、其の忠誠に於て決して劣るものでないことは史を見る人の凡て首肯せらるゝところであると信ずる。其處で彼が正統密教の道を踏み誤つたとしても、私はこの誠忠な人物に對する世間の彼の行動や法流上の非難に對して、一應の檢討を加へて見たいと思ふのである。

第一に文觀上人が東寺一長者となつた時に、彼は高野山衆徒から彈劾されたが、其の上奏文の内容を見るに、それには一言も立川邪流を弘布宣傳したから、長者として推戴する

ことが出来ないといふことを述べて居ないのは、尤も注目すべき事柄であると云はなければならぬ。

本是西大寺末寺播摩國北條寺之律僧也、兼學算道、好卜筮、專習呪術、立修驗、貪慾心切、僞慢思甚

と云ひ、或は

尤擯出、宜停廢、自元非大師之門徒、盖小乘律師也、抑亦習呪術訛文、豈非邊裔之殊俗哉

と云ふのが、彼等の主張點であるが、其の根據とするところは、高祖弘法大師が、東寺には他人を雜住せしめてはならぬ、これは狹量の心を以て云ふのではなく、眞を護るの謀である。弘仁十四年正月十九日に、藤原良房卿を勅使として、自分に東寺を賜はつたのは、眞言密教の庭となし、師々相傳して道場とせしめんがため、門徒に非るものを猥雜して住せしめんがためではないと御遺告に仰せられたのが、彼等衆徒の長者排撃の最大理由となつたのである。若し彼が世に容認せられないやうに風規を亂し、既成宗教を破壊する如

き邪義を流布したとしたならば、排斥の第一理由にはこれを擧げなければならぬのに、それを文章の上に表現しなかつたのは、其の當時に在りては、彼は邪流の大成者乃至は宣傳者と見られて居なかつたのではなからうかと云ふ疑問を私は其處に有つものである。

第二に本有學派と修生學派の争の犠牲に文觀上人が供せられたのではないかと云ふ點である。これは餘り穿鑿に過ぎると云ふ人もあるかも知れないが、文觀上人の主張するところは本有學派として、尤も大膽に其の所説を發表し、其れが時流に投じたので、修生學派に於ては大に驚き、一齊に文觀上人排撃を企圖したのではないか。彼を排撃したのは、高野山に嚴然と控えた修生學派であり、後に寶鏡鈔や立河流聖教目錄に依つて、彼に痛撃を浴せた宥快上人も、邪正異解集を著したと云ふ快成法印も、共に南山の學侶であるからである。而して本有學派に屬して居た醍醐の方の人々は、報恩院僧正隆舜や、三寶院僧正賢俊等の政治上から、彼と反對の地位に立つた人々を除き、其の他は却つて彼を稱揚して居るのを見ても、學派の争の犠牲と云ふやうなことが考へられたる。醍醐寺座主次第に彼を讚歎して

本者、西大寺律僧、文觀房上人、號之觀音文殊、積功經歲月、法驗無双之仁也、依之關東調伏御祈、自最初被論言、多年修之條令露脫、被處流刑畢油黃島、其後不幾、天下一統之聖運開御、答彼上人之懇念之由、依_レ叡信異_レ他歸依青於藍、然間大法祕法、度々修之、東寺一長者、當寺座主、東大寺別當、報恩院管領之、殆祖師之再生

と云ふて居るが、これが彼の公平に世間から見られた眞の姿ではなかつたかと思ふのである。然らば注理趣經の誤つた説は如何と云ふことになるのであるが、これは後世に於て非議せられ、立川流に彼を結びつける一資料とせられたにしても、尠くも彼の在世當時は何等問題とならなかつたものと推定されるのであり、此の誤りは故意の誤りよりも、彼の從顯入密の人であると云ふところに多少の恕さる可き點が含まれて居ないであらうか。

第三に寶鏡鈔に、宥快上人の論破せるが如くに、「寫集大師御筆文字、作印信作口訣こそ其の數千餘部、重々大事三十餘、これを醍醐流に附して世に流布したのが事實であるとしても、これは文觀上人の立場として、又當時の世相から全く止むを得ない方便に出でたるものと見るのが不當であらうか。上人は後醍醐天皇御即位の最初より、宮中に出入し

て、討幕の謀議に參畫して居たものと解される。其の目的とするところは、天下歸一、大覺寺統の皇祚無窮と云ふことにあつて、北條氏執權時代に於ても、或は建武中興後足利氏の叛した時に於ても、日本國中の武士の大部分は北條氏なり、足利氏なりに從屬して居た。依つて中興の大業、恢復の宏模を執行するには、天下の武士が武家方とすれば、残るところは主として南都北嶺を主流とする僧徒を力とする外に途がなかつたのである。南北朝時代史の權威、故田中義成博士は、その著南北朝時代史中に、其の間の事情を叙して、後醍醐天皇も關東討伐の意を決せられた當時は、天下の武士は大率鎌倉に屬して居たから、朝廷のために御味方するものは極めて少なく、唯恃む可きは南都北嶺の僧徒であつた。依つて其の歡心を結ばんがために、元徳二年三月八日に奈良に行幸し給ひ、同月廿六日には更に比叡山に行幸せられ、又園城寺には寺領を寄附したりなどした。奈良・比叡の行幸が、このやうな政略的意味を含むで居た事は、天正本太平記に見えて居る。この後南都北嶺の僧徒が、常に御味方に參じて、忠節を致したのは、此の行幸に基づくものである。嘗にこの二寺許りでなく、後來紀州の高野山、播磨の大山寺、伯耆の大山、

越前の平泉寺等の大寺が、いづれも御味方申上げて居る。此を要するに、元弘の御計畫は、専ら僧兵に御依頼ありし事明かであると同時に、建武中興に及んで、僧徒が其の功を待み、益々驕横に趨つたのも、其の所以なしとしないと論じて居るのは、朝廷對僧徒關係を道破せるものである。又後醍醐天皇の皇子護良親王や宗良親王が出家して叡山に在り、其の座主職に補せられた如きも、兩者間の連鎖の役を勤めしむる舉に出たものとも思はれる。文觀上人に因縁のある大和河内等の諸寺院は觀心寺、金剛寺、金峰山、南法華寺其の他皆眞言宗所屬のものであるので、彼が邪流的傾向があつたとすれば此の間の消息も考慮しなければならぬ。蓋し當時僧兵として諸寺諸山に在つて、鎧の上に法衣を纏ひ、忍辱の袈裟に頭を裹み、腰に大刀を横たへ、大長刀を小脇にかい挟んで、戰爭をした所謂僧兵なるものは、云ふ迄もなく肉食もすれば、妻帯したもののである。當時人心の機微を洞察して、鎌倉時代には悪人正機を高唱した易行門の宗教が勃興し、一般に來世思想の念佛宗が興隆した。文觀上人も、後醍醐天皇の帷幕に參與した一人として、彼等を大覺寺統の味方に招き、若しくは彼等を操縦する必要からして、その魂の惱みを柔らげ、或は招致する

ために、彼としては當相即道の意味を眞に理解し體驗せずして、本有説を俗耳に入り易く解説し、印信次第を偽作し、或は偽作せしめたことがなかつたとは云はれない。然しその著述の目的は彼の云へるが如く「奉爲天長地久」のためであり、「奉爲國家護持」のためであり、又「奉爲今上聖主御願成就、早爲逆徒退治天下靜謐爲勤行」のためであつたのである。然しながらかうした邪義邪宗が果して眞の國家護持の目的を達し得るものであつたか否かは疑問とせざるを得ないことであつて、此の點に於ては文觀上人も其の執れる方法が誤つて居たと思ふのであるが、其の當時の世相、及び彼の立場としては、かうしなければ方法が立たなかつたとすれば、一面には同情す可きことでもある。即ち目的に於ては許す可く其の手段に至つては許されざる過誤に陥つたものであつた。此の當時の天下を動かす實力——即ち兵力のない彼が天下を動かさんと志した——動かすことに力を借すとなれば、これが尤も簡單に考へられる手段であつて、簡單に考へられる手段なるが故に又彼を誤らしめたものであらう。

第四に南北兩朝の争の犠牲になつたことである。此の時代には何れの方面にも、對立的

傾向を示して居た。而して文觀上人の奉ずる大覺寺統は、本據の京都を捨て、吉野の山奥に流離の涙を灑がなければならぬ程に、落莫たる生活に迫込まれて居た。南北合一後、南朝の末は全く北朝の中に消えて無くなつて終つた。若し南北地を代へてその結果を論じたならば或はどうであつたらうか。南風競はずして邪義の文觀、邪流の弘眞と非難せられ、其の著述等は燒棄せられるの大迫害に遇ふも、政治上の地位も、宗教上の地位も、凡て彼の反對者の天下となつては、誰一人の彼を支持す可き者が無い。かう云ふ點からしても、彼は益々世の誤解を深めて行つたのではなからうか。宥快上人の如きも、武家方の擁立した持明院統の後光嚴院の猶子となつた人である。かうした裏面から觀察して、彼に與へられた凡ての非難の再檢討を要求するのが不當であらうか。

第五に宥快上人對立川流の卷添えを食つて一層彼の人物を不可解のもの、悪行爲に満ちたものとした點が無きや否やである。宥快上人は、人も知る如く修生學派の代表的學匠である。此の人が本有門に立脚し、それから發生したと見られる立川流を非難攻撃するに何等の不思議はない。然も此の立川流の思想は、宥快上人の脚下迄も深く浸潤し來つて居

た。寶鏡鈔に

覺明・覺印師資二代、參籠高野山、其時彼邪流印信書籍多流布、號教相大事之口傳多之至_レ于今、從來愚人習之爲至極思、實非事相、只如裏石執玉、能々遇明師、分別可_レ糺_レ何流口傳誰人所記、或又借小野廣澤之明德之名、書事有之歟、眞偽可_レ尋又明澄・賢誓等名字血脈相承之中多有邪法、是非人推度、丹生大明神之御宣也、習彼法人多無冥加、大略人法共當山斷絕畢

と説いて居るが中々に斷絶しなかつたものと思はれる文證が存在して居る。立河流聖教目錄には、宥快上人以前に在つても、道範や、眞辨や、或は又櫻地院慧深は邪流を傳へた太夫坊覺明からの法流を繼承して居ると云ふて居る。されば高野山に邪流が浸入したのは寶鏡鈔に云へるが如く、仁寛を去る程遠からぬ時代からであり、且盛大であつたことは「京都高野邪正亂雜事多之歟」の文が之を立證して居る。水原堯榮師は、邪教立川流の研究に寶壽院に關東に邪流を習得した龍光院源照の山記、それから久壽二年九月十一日の傳受本で嘉慶二年に成覺の書寫した瑜祇法、同じく至徳四年十月十六日に、同人の書寫した

金剛峰樓閣瑜祇經法次第、同じく延寶二年九月、隨心院尊海の書寫した立河流聖教目錄、その他八十二種が現存して居ること、又寶喜院に於ては、阿字觀、邪流不可解等六種類_レの資糧が現存して居ること、又龍光院には、明澄の究竟至極傳法灌頂即身成佛御入定大事の印信牒文のあることを知つて、我が眞言密教内に、邪義邪法の行はれたのは鎌倉時代ではなくして、遠く藤原時代情念偏重文學の盛に行はれた時からであることを確めることが出來たと云ふて居るが、その議論の當否は暫く措いて、高野山上に於て如何に古き時代から、且又盛に立川流が傳承されて居たかと云ふことを知ることが出来る。製作の時代は遙かに降つて居るが、三十七尊配位鈔、根吼鈔等の著者、圓性房教雅も野山の僧で、其の師覺融は金剛峰寺第八十七代の檢校であつた。これ等の事は立川の邪流が、長く山上に流れて居たものと解す可きである。宥快上人が「大略人法共當山斷絕畢」と稱して居たものゝやうでなかつたことは、前述の材料が證明して居るのである。其處で宥快上人は、自己と反對の立場に在る文觀上人を駁し、これを土臺として立川流を痛撃したのではなからうか。女人禁制であつた聖の峰高野山に、かへつて立川流の問題が中心として研究され、

繼承され、成佛得道の法この外になしと妄計する邪流が、隆盛を極めたと云ふことは、何と云ふ皮肉なことであつたらう。宥快上人の奮起しなければならなかつた理由も此處に存する。かう云ふ事情からすると、宥快上人の文觀上人駁撃も、其の眞の目的は、高野山に浸潤し來つて確固たる根據を据ゑた「邪教立川流」にあつたのではなからうか。

以上數箇の推定説を擧げて彼に對する非難と、其の因つて來つた所以を檢討した。然し彼として非難せらる可き點が全然無かつたのではなくして、彼にも負擔す可き責任はあつたのである。天下國家の奉爲とは云へ、不知の間に密教の眞理を歪曲した點、僧侶特に一宗の儀表たる可き東寺一長者として手兵を養ひ、武勇を好んだと見られる點等は確かに善いことではない。たゞかうしたことが、彼としては自己一身のために非ずして、凡て南朝の天下恢興のためであつたとしならば、其の功罪を如何に判斷す可きであるか。吾人をして云はしむれば、世間的には功あり、出世間的には罪あり、此處にも二途を同時に歩み得ざる惱みがあつたのである。

第四編 文觀上人傳雜纂

一 祐實の文觀上人觀

祐實の誤謬 祐實の眞意

今迄文觀上人傳を見やうとする人にとつて、尤も利用されて居たものは傳燈廣録の中の文觀上人傳であらう。それだけ上人に關して誤り傳へられた點も尠くない。祐實は祕密眞言の法脈が立川邪流に依つて冒瀆されたことを嘆いて比較的巨細に亘つて記述し、論斷して居る。故に天王寺眞慶のことを日本の外道と罵り、文觀上人のことも極力排撃して居るが、祐實の文觀上人傳の中心をなすものは高野山衆徒の上人彈劾の上奏である。この彈劾文の内容に關しては文觀上人と高野山衆徒の中に詳細に論評し、また祐實の文觀上人に對する批評の誤謬も指摘して置いたので、更めて此處に説述しない。祐實は眞慶も文觀も天王寺別當に補せられたと説いて居るが、天王寺別當次第には其の名を載せて居ないが、吾

一 祐寶の文觀上人觀 二 本朝高僧傳中の文觀上人傳 一八〇

人が特に祐寶に對して敬意を表するのは、彼が憂宗の赤誠を披瀝して居ることで、それは「備誌干茲者、後生爲令知正邪」と斷つて居るに依つて彼の眞意の那邊にあるかも知ることが出来るのであるが、一面には祐寶はその在世當時の所謂門跡と稱するものゝ外儀の亂れて居るのを慨嘆し、文觀上人にかこつけて時弊を痛撃したのも思はれるのである。其れは同傳の末尾に「亦今時稱天子之嬪、言大樹之嫗、寵妻妾、啗魚鳥、受僧官、高廣廈、獨號門跡、如無餘宗其弊也、甚於文觀」と云ふて居るのに依つて推考される。祐寶のかくの如く排撃したその目的とした宗旨は何宗であるか、自ら判然するのであるが、かう云ふ觀點よりすれば、祐寶の文觀上人傳は單に文觀上人許りを攻撃したのでなく、文觀上人は祐寶のために他宗攻撃の材料とせられたものゝやうに感じられるのである。

二 本朝高僧傳中の文觀上人傳

史家としての師蠻の良心

師蠻は高僧傳の序文中に、師鍊の元亨釋書より自著の方が遙に収録せる傳記の多いこと

を誇つて居る。然し多いだけそれだけ粗雑のところも多い。この文觀上人傳も東寺長者補任第四の一分を録したに過ぎない。即ち建武二年冬東寺講堂に於て仁王經法を修し、結願の日に百座仁王會を修したと云ふことだけである。かう云ふ點からすると師蠻の史家としての良心もどうかと疑はれる點もあると思ふ。

三 本朝畫史と扶桑畫人傳中の文觀上人傳

畫家としての文觀 其の作品 雜畫を描かす

文觀上人は餘技として繪畫に秀で、居た。現に彼の描いた慈恩大師像の如きは國寶に列せられて居ることである。東寶記にも自己の彩繪した文殊菩薩像を東寺に寄進したことを記して居る。それで畫人傳には如何に彼を見て居たであらうか。本朝畫史上に

僧正文觀、能畫祖師像、是畫慈恩大師像固不凡、更不見雜畫、文觀者本在播州法華寺、自壯年登醍醐寺、而爲眞言大阿闍梨、兼東寺長者事、行狀者載太平記並佛寺緣起

三 本朝書史と扶桑畫人傳中の文觀上人傳
四 文觀上人と東寺・高野山關係餘錄

一八二

とあり、能く祖師像を畫きて更に雜畫を見ないと云ふのであるから、繪畫の技も彼としては眞面目な方面に利用したのである。

次に扶桑畫人傳であるがこれは古筆了仲が序文にも云へる如く、彼が實際に見てこの人なら畫人としての傳を書くに足りると云ふ者の傳記を収録したものであるから、畫人としての文觀も、彼の眼に優秀なるものとして映じたのであらう。けれども其の記述の體は本朝書史の漢文體を和文體に變へたに過ぎないので、内容其のものは全く取柄のないものである。たゞ吾人は兵馬恍惚の際に尙彩管をふるつた彼の餘裕綽々たる生活を想像すれば足りるのと、雜畫を畫かなかつたと云ふことに於て眞言の阿闍梨耶としての彼の面目を認めれば善いのである。

四 文觀上人と東寺・高野山關係餘錄

東寺に八字文殊像を寄進す 高野山に寶物十二箇を寄進す
寄進の目的

文觀上人は其の生立が律僧であつたと云ふ關係から、東寺からも、高野山からも全然好

意を持たれない立場にあつた。これが彼にとつて尤も不利な點であり、非難の多くはこれを出發點として居るやうである。然し彼の入密後の行動より判斷すると、精神的にも（經文解釋等に在りては方法を誤つて居ても）又肉體的にも唯密の人であつた。其の思想が修生學派に容れられないのは勿論、本有學派からも往き過ぎたものとして非難される點があるにしても、眞言密教興隆を念として、更に彼の腦中には餘宗のなかつたことは認めてやらなければならない。彼が正統密教を毒したと云ふならば、それは手段に於て誤つたのであつて、其の精神には咎む可き處はない。彼が東寺並に高野山に數々の寶物寄進を行つて居るのも、これも僧徒を懷柔せんがためであると主張するのは、餘りに彼を立川流の大成者と見るがために、彼の眞精神を没却し、歪曲し過ぎるものではなからうか。彼は東寺長者たることを非常に榮譽とし、又一長者たるが故に後七日御修法を奉修し得ることに於て天恩の優渥なるに感激して居た。これは彼の權謀でも、術數でもない、詐りのない彼の心からの聲である。寶物寄進の如きも高祖大師に對する彼のかうした感激より生れたものではあるまいか。東寶記第三に

西院安置聖教目錄

八字文殊像一鋪 一幅

右建武二年寺務弘眞僧正圖繪之、即令寄附之了

青龍和尚香染袈裟一帖九帖

右弘眞僧正自内裏拜領之、建武二年施入之

大師袈裟分量一帖五帖弘眞僧正施入之

とあるが、これは眞言宗根本道場たる東寺に對する敬虔の念に、出立した施入であると思ふ。また高野山衆徒に對しては、普通は文觀上人としては怨こそあれ、好意は持てない立場にあつた。それは建武二年に彼が長者たりし時に、上奏彈劾したからである。然し怨恨とか、憎惡とか、報復とか、さう云ふものは文觀上人の如く天下國家を大眼目に置いて、活動して居るものにとつては正に超越して居たのである。彼は東寺に對すると同様に正平三年七月廿五日と、同廿七日の兩回に大師御傳持寶物十二個を、御影堂に寄進して居る

が、其の目的は「奉爲國家太平四海靜謐、且爲佛法久住寺院繁昌所奉者也」と、彼の言つて居る所が之を明にして居る。其の寶物とは續寶簡集第十三に依るに

- 一、祕密眞性如意寶珠一顆
- 一、太神宮神靈玉寶一顆
- 一、雷電所降黃金色寶珠一顆
- 一、銀造藥師如來像一躰
- 一、金銀所造文殊像一躰
- 一、蓮糸三衣五條七條二十五條
- 一、鐵鉢一口
- 一、大聖如意金剛童子像
- 一、當山御手印緣起
- 一、寶馬角一支

であるが、この十箇の寶物に對しては、それ〴〵解説を附して、最後に次の如く彼は云ふ

四 文觀上人と東寺・高野山關係餘録
て居る。

一八六

右件重寶者相承靈寶、法流源底、雖爲代々相傳、且爲鎮護國家祕寶、故申制勅書並繪旨所奉納也、伏乞高祖大師、依歸依功、故國主皇帝御願成就、四海靜謐、萬民與樂、殊爲當山本末、密法繁昌、住侶安穩、發心堅固、顯密二宗、恒轉法輪、重乞護持佛子、生々奉仕大師、世々弘祕藏護國家、永利群生、仍奇進如件

正平三年^{戊子}七月廿五日宿水曜

東寺座主法務前大僧正弘眞(花押)

更に「重奉安置」として、同月廿七日に

一、金造大聖釋迦如來像

一、不動明王像

を追加寄進して居る。これは興國二年四月十七日に、既に寄進せんがために、勅書並に繪旨を申下して置いたが、時機未熟で今日に至つたのを、時機相應して所願を此に果すのであることはり書きをして居るのである。彼の精神としては故國主皇帝御願成就と云ふこ

とに重點を置いて居たのであり、此の御願が成就すれば、天下は泰平なのである。即ち彼に恩寵を加へさせられた後醍醐天皇の天下一統の政治を行ふ理想實現が、天皇に對する報恩であると信じ、一生を南朝に盡して毫も悔ゆるところがなかつたのである。

五 太平記と醍醐寺座主次第の文觀上人觀

太平記の批評 批評の訂正 醍醐寺座主次第は彼を賞揚せり

文觀上人が教相事相の立場は別として、高德の人であつたか、或は破戒無懺の人であつたかと云ふことは、史料の乏しい人だけに其の正體も捕捉し得ない恨がある。然しこの人格者であるとか、徳の高い人であるとか、若しくは持律堅固の人であるとか云ふても、それは相對的のものであつて、反對者からすれば種々に批評し、非難もせられるものであらう。提婆の徒から云つたなら、釋迦は論ずるに足らぬものであつたらうし、釋迦の徒からすれば、提婆は天魔に魅了されたものであつた。佛教徒に對して慘忍な迫害を加へた商羯羅阿闍梨も、其の徒から見れば崇高な神の再現であつたのである。持明院統のあるものゝ

手になつたものと思はれる、太平記の記者の眼に映じた文觀上人はどうであつたか。同書卷十二に曰く

彼文觀僧正の振舞を傳へ聞くこそ不思議なれ、適一旦名利の境界を離れ、既に三密瑜伽の道場に入り給ひしかひもなく、只利慾名聞にのみ趣きて更に觀念定座の勤を忘れたるに似たり。何の用ともなきに財寶を倉に積み、貧窮を扶けず、傍に武具を集めて士卒を逞しうす。媚を成し、交を結ぶ輩には忠なきに賞を與へ申しける間、文觀僧正の手の者と號して、黨を立て臂をはる者洛中に充滿して五六百人に及べり。されば程遠からぬ參内の時も、輿の前後に數百騎の兵打ち圍みて路次を横行しければ、法衣忽汚馬蹄塵、律儀空落入口譏○以彼此を思ふにうたてかりける文觀上人の行儀かなと、愚蒙眼を迷はせり。遂無幾程建武の亂出來しかば無法流相續門第一人、成孤獨衰窮身、吉野の邊に漂泊して終へ給ひけるとぞ聞えし

これは彼に對してかう云ふ見方をする人もあつた一例證であるが、彼としては法流相續の門弟が一人もなかつたのではなく、下河原宮の如き、或は又天野山學頭禪惠法印の如き人

があつたのであり、孤獨衰窮の身となつて吉野邊に漂泊して死亡したのでもなく、勿論豪華なものではなかつたであらうが、其の葬禮の如きは國葬の禮を以てせられたのであつた。これと反對なのは醍醐寺座主次第の左の記事であらう。

第六十四世僧正弘眞

道順大僧正入壇資一階僧正也、號後小野僧正

本西大寺律僧、文觀房上人號之觀音文殊、積

功經歲月法驗無双之仁也、依之關東調伏御祈自最初被給論言、多年修之條依令露脫被處流刑畢油黃島、其後不幾天下一統之聖運開御、被答上人懇念之由、依叡信異他、御歸依青於藍、然間大法祕法度々修之、東寺一長者、當寺座主、東大寺別當、報恩院管領之、殆祖師再生カ

義演准後の新要録にも同様の記事があるが、「法驗無雙之仁也」と云ひ、或は「祖師再生カ」と稱して居るのは、醍醐山方面では彼に對して決して白眼を以て見て居たものではないと云ふことを物語つて居るものである。

六 賢俊僧正と文觀上人

宿命的なる賢俊僧正と文觀上人 賢俊、文觀上人等の跡を知行す
賢俊、報恩院・蓮藏院等を管領す

賢俊僧正と文觀上人とは、物の表裏のやうに感じられる。それは僧侶としての當時の大立者であつた両者が、一方は北朝——と云ふても武家方に——忠勤を抽んで、一方は吉野朝廷に重用せられたからである。日野家と武家方とは特別の因縁があつたので、其の出身の賢俊僧正が尊氏のために一生を捧げるのに何等の不思議はなく、むしろ俊基朝臣の如きが出るのが、日野家としては異端であつた。東寺の長者、醍醐寺座主をめぐつての兩者の浮沈は、南北兩朝の盛衰記でもある。醍醐寺座主は第六十三世が道祐、第六十四世が弘眞、第六十五世が賢俊となつて居るが、それを記して見ると

第六十三權僧正道祐 道順大僧正入室附屬資、弘眞僧正重受、内大臣通重息、東寺長者

第六十四僧正弘眞 道順大僧正入坦資、一階僧正、之號後小野僧正

第六十五法印權大僧都賢俊 賢助僧正灌頂資、弘眞僧正重受、日野大納言俊光卿息

とあるが、これに依ると道祐も賢俊も共に文觀上人に重受したことになるが、道祐は同門であるので事實としても、賢俊の弘眞僧正重受は、果してどうであつたらうか。

大覺寺統と持明院統と、それからそれをめぐる勢力が合はないやうに、賢俊僧正と文觀上人も又合はなかつたものである。文觀上人は南風競はず、吉野の奥にあるの時、賢俊僧正は東寺長者として、醍醐寺座主として時めいて居た。法門の上で賢俊僧正が文觀上人を壓倒した許りでなく、世間的勢力——引いて寺領に於ても然りであつた。その一二の例として正平八年五月十二日に、賢俊僧正は小野僧正文觀、金剛王院實助、理性院賢圓の跡を知行せんことを請ふた。三寶院文書二に曰く

〔端裏書〕
闕書申状案

前大僧正賢一申

醍醐寺々僧小野僧正文觀、理性院僧都顯圓等跡事、爲寺務之上、爲本知行之地之間、故申下論旨之處、今度闕所事、武家未無被申旨之間、無左右難被下論旨之由、公家有斟酌

之上者、可申公家之由、給御返事、欲令申入矣

三包
三院家拜領賢俊申狀

追申

寺領等遠所之間、爲武士等悉被押領了、然而神事□□□□令斷絶候、隨今存□□、且
又爲公家申沙汰之上者、無可争申之仁候□□(敷)可得御意候哉

醍醐寺々僧文觀僧正、實助僧正、顯圓僧都等跡事、可致管領之由預勅裁之様、申御沙汰
候者、所仰候、當時寺家之躰眞俗散々式候、可致興行之沙汰之由存候、勅許無相違候
者、以彼跡如形可令配分寺僧等候之子細、追可注申入候也、且可得御意候哉、恐惶謹言

五月十二日

前大僧正賢——

謹上 中御門前中納言殿

これに對する勅許の繪旨は、義演准后の醍醐寺新要錄第十一に次の如く載つて居る。

文觀、實助兩僧正、顯圓僧都等跡可令管領給者、依天氣執啓如件

文和二年五月廿二日

左 大 辨在判

謹上三寶院僧正御房

又同年八月六日には文觀上人管領の報恩院並に蓮藏院を賢俊僧正に安堵せしめて居る。其
の繪旨に曰く

文觀僧正跡報恩院・蓮藏院事、任先度勅裁、可令管領給之由、天氣所候也、仍上啓如件

文和二年八月六日

(勘解由小路兼綱)
大 藏 卿(花押)

謹上 三寶院僧正御房

これで憲淳僧正の跡の隆勝、道順の争も片がついたのである。報恩院の如きは若し從來
の法統相續の上からすれば、隆勝—隆舜—經深—と其の法系に相續せしむ可きであらう
が、三寶院憲深—岳西院玄慶—東南院聖忠—同院聖尋—同院聖珍—寶池院定任—同院賢助
と傳へて來たその付法である賢俊僧正に、報恩院安堵の繪旨が下つたのも彼の勢力を示す
ものであり、又一面文觀上人の勢力が京都に及ばなかつたことを示して居るものである。

七 金剛寺と文觀上人

金剛寺と文觀上人の關係 文觀上人佛舍利を納む

北條高時が一族郎黨二百八十餘人と共に鎌倉葛西谷の東勝寺に於て自刃したのは、元弘三年六月二十二日のことであり、建武中興の覇業はこれを以て達成せらるゝに至つたのである。この北條氏の滅亡に依つて、一旦統一せられた天下も、足利氏・新田氏の勢力争ひや、朝廷の失政に依つて世相再び穩かならず、風雲漸く急を告げて來た建武二年十二月十五日に、文觀上人は後醍醐天皇の繪旨に添へて、天野山金剛寺に佛舍利を奉納して居るが、その祈願するところは天下泰平萬民豐樂のためであつた。而してこの天野山金剛寺こそは彼が幾變遷の數奇なる運命の後に、遂に同寺大門往生院に於て終焉を遂ぐるに至つたので、彼にとつては尤も因縁淺からぬところと云はなければならぬ。佛舍利を奉納した時、繪旨並に文觀上人の副狀として金剛寺文書に蒐録せられたものに曰く
爲當寺本尊所被奉獻佛舍利也、殊可奉祈天下靜謐海內安全御願者、天氣如此、

悉之以狀

十二月十五日(建武二年)

右 中 辨(花押)

金剛寺寺僧等中

(裏書)

東寺佛舍利五粒寫

金剛寺住持本尊佛舍利

合五粒内 二粒東寺自公方被下之
三粒私奉施入之

右五粒佛舍利、是五部成就寶珠、三部相應意寶也、爲當寺佛法久住本尊、且爲祈天下泰平國家長久御願、東寺佛舍利所申下也、仍繪旨副之、早如守眼精可祈興法利生大願者也、仍狀如件

建武二年十二月十五日

法務僧正法印大和尚位弘眞(花押)

此の當時は彼としては、眞に得意の絶頂であつて、北條高時調伏のために捕へられて鎌倉

に護送せられた苦しみも、硫黄ヶ島に配流の憂き艱難も、此に全く報いられたと云ふ感じ
で胸は一杯であつた時であらう。身は建武中興の覇業完成の大忠臣となつたが、元をたゞ
せば從顯入密の人ではあるが、時を得て位は一宗最高の法務一長者に補任せられるに至つ
た。感激は彼の胸に波打つて居たことであらうし、此の君のためならば死も又辭せず、ま
して浮世の艱難苦勞の如きは物の數とも思はなかつたことであると察せられるのである。
此の金剛寺への佛舍利奉納は、彼が東寺長者としての輝かしい佛への最初の奉仕であつた
が、此の頃はまさか、自分が此の寺で終ることゝならうとは流石に考へ得なかつたであら
う。かうして天野山金剛寺は、不運な南朝の天子の行在所として、又數奇の運命の所有者
文觀上人の終焉の地として、國史の上に其の名を永久に止むることゝなつたのである。

天野行宮祕史に由るに、金剛寺の祕庫が一般に開放され、所謂「禪惠法印奥書」の出現
に依つて、新しき史料を學界に提供し、其の結果天野行宮が二十箇年の久しきに亘つて居
たことゝ、南北兩朝の天皇が四年間時を同うして同寺に行在せられて居たことの二大事實
が立證せられるに至つた。一部分前出したが薄草紙口訣第廿の禪惠法印の奥書に

正平九年^{甲午}自三月廿二日至同十二年^{丁酉}二月十七日、持明院法皇並新院、當寺御寺住御
幸也

正平九年十月廿八日主上當寺成行幸御寺住、同十四年十二月廿三日觀心寺行幸成給、
首尾六年御座、坊舍山林皆切拂、損亡無^シ申許、結局同十五年^{庚子}歲御敵寄來、大門坊舍
持佛堂等半分燒失^シ了

とあつて、正平九年三月には先づ持明院法皇、即ち光嚴天皇並に新院光明・崇光二院が當
山觀藏院に御移座遊ばされ、其より七ヶ月後の同年十月廿八日に主上即ち後村上天皇が同
寺摩尼院に行幸あらせられ、首尾六年間、所謂南北兩朝四年間、御駐輦せさせ給ふたので
ある。此の當時は金剛寺を中心として、附近の高瀬、下里、横山等の村落には官軍の將兵
が駐在して居たことは、新葉集にある藤原爲忠卿の「天野行宮にて讀み侍りける歌の中に」
と云ふのゝ中に

君すめば峰にも尾にも家居して

深山ながらの都なりけり

とある和歌に由つて知られるのである。かくて其の結果は數百町歩に餘る同寺の山林も一木も餘すところなく切盡され、坊舎等も荒れ果つるに至つたのであるが、禪惠法印は一貫して南朝のために、凡てを捧げ盡して悔ゆるところなかつたのは、文觀上人の忠誠の精神を繼承したものと稱す可きであらう。

八 觀心寺と文觀上人

觀心寺を勅願寺と爲す 文觀上人阿闍梨三口を觀心寺に置く

天野山學頭禪惠法印の記に依ると、後村上天皇は正平九年十月から首尾六箇年間金剛寺に御在任になつて、同十四年十二月廿六日に觀心寺に行幸遊ばされたのであつた。觀心寺は楠木氏發生地でもあり、南朝としては以前から其の勢力範圍であつた。されば延元二年四月三十日に同寺を以て勅願寺とし、天下靜謐の祈禱を修せしめた。觀心寺文書一に曰く
當寺爲勅願寺、天下靜謐之間、可令修如意輪觀音法者、天氣如此、悉之以狀

四月卅日

侍 從(花押)

觀心寺住侶中

同日附を以て文觀上人の申請に依つて、彼の護持僧勞に依り阿闍梨三口を同寺に置いた。その宣旨に曰く

献上

宣旨

僧正法印大和尚位弘眞申請、以御持僧勞、阿闍梨三口、被寄置觀心寺事

右宣旨早可令下知給之狀如件

四月卅日

侍從親忠奉

進上 四條中納言殿

文觀上人が觀心寺如意輪觀音寶前に阿闍梨三口を定置したと云ふことは、何の理由に依るか判然しないが、矢張り天下靜謐御祈のためであつたらうと思ふ。

九 南法華寺と文觀上人

南法華寺の傳法灌頂 南法華寺別當文觀上人 壺坂流と文觀上人

文觀上人が南法華寺の別當であつたことがあつた。それは延元四年十月廿三日と廿五日と二日、同寺で傳法灌頂を修行したが、廿五日の大阿闍梨であつた文海の南法華寺傳法灌頂記の中に、其の記事が見えて居る。此の時の傳法灌頂も勅會であつたことは同記に近會依世上之鬪亂、金峯山爲皇居、師主僧正御祇候彼山之間、去八月上旬之比隆觀阿闍梨加行事豫參申入處、早可始行之由蒙仰、同十四日歸河州神感寺、仰含此旨畢とあるに依つて知られるのである。而して此の師主僧正とは隆譽を指して居るものと思はれる。此の時の大阿闍梨並に受者は同記に依るに左の通りであつた。

延元四年 己卯十月廿三日戊申 軫宿水曜

大阿闍梨大日如來廿九代資權僧正法印大和尚位隆 譽御年六十一 酉西 登且四十六 號西南院僧正

受者阿闍梨眞海 年五十八 戒四十一 號空覺房壺坂中房々主

阿闍梨隆觀 年二十三 戒五 號大貳阿闍梨 自十四歲入大阿闍梨室

道場大和國高市郡南法華寺 號壺坂 覺憲僧正 蘿室 住房乍昔

同廿五日庚戌 元宿金曜

師毘盧遮那如來廿七代資權少僧都法眼和尚位文海 年四十七 戒卅二 號智慧身院

受者大法師貞舜 年廿八 戒十四 河内國神感寺住僧

道場同

而して十月十五日に文海は醍醐より來り、隆譽僧正は十七日に吉野から南法華寺に來た。灌頂に必要なものを、或は南都から、或は京都に於て買とゝのえた事が明細に記してあるので、南北騒亂と云ふても世上は至極吞氣げに見える。此の時の第一會の阿闍梨隆譽は文觀上人と共に道順大僧正の付法である。寶鏡鈔に

道順下有隆譽僧正・弘眞僧正、隆譽、道順僧正付法也、於大和國南法華寺逝去

文海も同じく道順の付法であつたことは傳燈廣錄に彼の付法として

文海 寶幢院主文永十年十月七日寂、七十八

とあるによつて知られ、又野澤血脈拮拾には隆譽の付法となつて居る。共に南朝と浮沈を共にした一人である。

此の南法華寺傳法灌頂の三昧耶戒の時に諸衆聽聞したことを同記に記して

一、諸衆聽聞所前日設也

道場西南緣外打假屋各後引幕、南北二行敷疊、東以北爲上首、滿寺老若著座著付衣五帖袈裟

西假屋室家著座、雜人等群集庭上、三昧耶戒最中太政僧正成助來臨被頸會子於坤砌下聽聞

誦經導師最中被赴歸路云

後朝小野僧正大僧正弘眞當寺別當眞內大臣僧正御房道祐太政大臣僧正權成助來臨爲賀法會云兒童已

下供奉人濟々、於蘿室有勸坏(杯)

凡聽聞所事、於本所者無之、諸門主兒童禪侶已下皆爲褻頭、於庭上聽聞、臨灌頂之砌用

頸卷、猶以無之、雖然如此進退、只任當所之風躰也

とあり、同寺の灌頂に就ては支度から習禮其の他も巨細に文海はこれを記録して居る。此の記に於て吾人が興味を引くことは、文觀上人が南法華寺の別當たりしことであり、引て

壺坂の法流に對する影響等に就て考へさせられることである。思ふに大和、河内は南朝の勢力範圍であつて、特に眞言宗に屬する有名なる寺院は多く彼等の手に依つて支配されて居たものであらう。

一〇 文觀と云ふ文字の出所

文觀と普彌 醍醐寺座主次第中の文字

文觀と云ふ字は文殊・觀音の上の一字づゝを取つたのであり、彼は自己の妻に普賢・彌勒の上の各一字を取つて普彌と稱せしめたと云ふ説がある。この説は何か文獻があつてそれから出たものと思ふが、多年心がけて居ても自分は未だ此の説の根據を發見し得なかつた。云ふ迄もなく立川流の聖教の中にあるとすれば、それは祕書であるから中々見ることは困難であらう。自分の見たものでこれに似たものを求むれば、醍醐寺座主次第中にある「號之觀音文殊」の句くらいである。或は立川流聖教僞作者が、此の句から思ひついて文觀、普彌と僞作したのではなからうか。文獻の上からは彼が妻妾を蓄へたと云ふことは、

傳燈廣録の記事位であらうが、その誤りは先に指摘した通りである。彼が律僧成立であつても、兵杖を貯へたりなどして居るので、勿論嚴格な意味の清僧であつたとは思はれないし、當時のみならず、一般の僧風として稚兒を寵愛すると云ふやうなことも考へられるが、女犯を以て成佛の大道なりとする主張を彼自らが行へりと云ふことも、又行はずとすることも、共に資料が不足である。善意に解釋するのも、惡意に批評するのも、各人の任意であつて止むを得ないことであり、人の價値は棺を覆ふて始めて定まると云ふが、棺を覆ふてより既に五百餘年にして尙定まらぬ彼は、眞に傑僧か、愚僧か、果たまた破戒無懺の似而非道心か、將來吾人の關心と研究も此の點に集注されるであらう。

結 語

光り無き洞穴に追込まれたる一生

私は本書第一編第二章に於て廣澤六流の隨一保壽院永嚴の付法にして、その肉弟たる自證房覺印を立川流血脈の中の一人に列し、同第三章に於て報恩院流や、金剛王院實賢の流に疑惑の目を向け、或は第二編第十章に東寺の杲寶僧都を思想的に逸脱の形跡の認められる文觀上人血脈圖中の一人として登場させたりした。これに關しては隨分議論の多いことであらうと思ふ。然し私の所論の通りに、よしんば一時或る流派に不淨な水が流れ込んだにしても、其の後に出了た相承者が、相當に學識のある人であつたならば、その流派の中の不淨は必ず清掃せられるものであるから、現在に至る迄も其の流派が不淨のままを繼承して居るものもあるまい。けれども和田大圓大僧正の野澤諸法流印信類聚の中に蒐録されて居るものゝ中のあるものに就ても、少なからず首をひねらせられる底のものが無いわけ

でもないで、この清掃工作は今後の學識ある大阿闍梨の努力に期待しなければならぬと思ふのである。

私の見るところでは文觀上人と云ふ人は、筆まめの人であつたかと思ふのである。諸書の奥書や、寄進状や、又注理趣經の書き振りなどから判斷して見ても、さうした感じを起させられる。注理趣經なども、此の筆まめな人が、筆に任したところに救はれない錯誤が生れた點も多からう。本書には立川流的思想は見る事が出来ないと思ふ學者もある。けれども理趣釋に依らない——或は語を變へて云へば理趣釋を眞に味讀して居ないと云ふ非難の私的は外れて居ないと思ふ。自由に自分の天地を歩いたと云へば云へるが、それだけ守舊のものからは睨まれるのは必然である。然しこの自由な歩みこそ、門閥的背景のない、自力で自己の進路を開拓した、云はゞ成り上り者の文觀上人にふさはしいものであつたかも知れない。

彼が正平十二年十月九日戌刻に天野山金剛寺大門往生院に於て、八十歳を一期として終焉を遂げ、光無き洞穴の中に追込まれてから、今昭和十二年迄正に五百八十一年になる。

此の五百八十一年と云ふ長い間、彼は世間から如何んな風に見られ、又如何んな風に待遇せられて居たかと云ふことは、本書第二編以下に説述したところに依つて略明かにされたことであると思ふ。彼の八十年の一生を一言にして盡せば「大覺寺統のため」と云ふことであつた。然も昭和九年は建武中興六百年に相當し、記念として南朝の幾多の忠臣の枯骨には、榮譽が輝いたにも拘らず、彼は五百八十一年前に瞑目したまゝ幾多の非難と憎惡を浴びて、淋しく地下に埋れたまゝであつた。榮光彼の上に輝かざるは彼が僧徒であるがためか、果た彼に被せられた立川邪流の大成者、宣傳者としての惡名のためであつたのであるか。彼が立川邪流を大成したとか、或は宣傳したとかは見方に依ることが多いと思ふが、彼が立川邪流を利用したことにしても、其處に彼には相當に大義名分的の抗辯があるのではなからうか。それは手段に於て誤つて居たにしても、彼の忠誠なる精神は、彼自身としては何等後悔するところはなかつたかと思ふ。これは佛法も王法に依つて保護せられ、確立せらるゝとすれば、立川邪流の利用と云ふことも王法護持のための一方便としての權謀であつたと云ふことも出来るのである。然らば何故に六百年に近い間、彼はかくも惡名を

被らされ、憎惡の眼を以て見られ、惡罵の限りを盡されて居たかと云ふに、この原因は世人が古くは宥快上人の寶鏡鈔や、源平盛衰記や、後世に至つては醍醐山祐寶の傳燈廣録や、懷英檢校の高野春秋等の所説にのみ依り、史實の上から彼の一生に檢討を加へなかつたからである。宥快上人と文觀上人とは、學說上に於て本有・修生の立場を異にし居たことは、本論に説述した通りであり、懷英檢校の高野春秋は、高野山としての文觀上人に對する從來からの因縁に束縛せられて居り、祐寶の文觀上人傳も彼の時代迄に生長して來た、世間の上人に對する一般的惡評に眩惑せられて、何等考慮を拂ふところなく、寧ろ興味的に、日本の外道として筆誅した傾があるやうに思はれるのである。即ち彼が上人筆誅の材料とした高野山衆徒の文觀上人彈劾上奏文の如きは、上人が邪義を流布し、密教の正道を誤つたがために、強訴せられたのであると云ふのは、凡そ縁遠いものであり、日本の外道として彼を筆誅するには、此れ以外の適切なる資料に依つて、立證しなければならぬものである。彼は豊原寺誓願房の記に依つて、正統密教を害すること甚しき立川流に對する憎惡の先入的觀念を作り、次に宥快上人の寶鏡鈔や、立河流聖教目錄の内容に

據り、これだけでは資料不足なるが故に寶鏡鈔の如くに高野山衆徒の彈劾文を配し、大體寶鏡鈔の思想に依つて、上人の傳を書いたものであることは確實と思はれるのである。彈劾上奏文に現はれた高野山衆徒の主張點は、文觀上人の如くに從顯入密の人を、東寺一長者とし、高野山の座主とすることが、高祖大師の御遺告の表に反すると云ふのである。即ち高祖大師の廿五箇條の御遺告の最初の「初示成立由縁起第一」の終りに

努力努力勿令他人雜住、非此狹心、護眞謀也、雖圓妙法非五千分、雖廣東寺非異類地、以何言之、去弘仁十四年正月十九日以東寺永給預於少僧、勅使藤原良房卿也、勅書在別、即爲眞言密教庭既畢、師資相傳爲道場者也、豈可非門徒者猥雜哉

とあるのを憑據とし、彼が律宗出身であると云ふことよりして、彼の東寺長者・金剛峰寺座主職たることを拒んだのであつて、彼が「祭吒枳尼」とか、「好世間小術」とか云ふ理由が擧げられて居ても、それが西藏佛教の荼枳尼母に類する行爲であつたとも思はれないし、又其れが排斥の主目的でもなく、立川流を指して居るものでもないのは、その上奏文中には、一言も立川流のことに就て論及して居ないので明かである。彼等が上奏彈劾に先

立つての決議を見ても然りである。吾人が思ふに、高野山衆徒と文觀上人との間が、圓滿を缺如して居たのが問題を惹起した最大原因であつたが、上奏彈劾しても何等の反響もなく、かへつて彼等は座主たる文觀上人の命を奉じ、御手印縁起を奉上して居る位であり、又文觀上人が後に十二箇の寶物を高野山に寄進した際に、山徒は黙して之を受けて居るのである。懷英檢校はこの理由を兩者共に吉野朝に參觀して、その感情が中和したからであると高野春秋に書いて居るが、朝廷に對する忠誠は忠誠であつて、上奏彈劾が密教の眞を守るためであつたならば、飽く迄も鬪ふ可きである。それを鬪はずして命を奉じ、或は又其の寄進を平然と受けて居るのは、上人の邪義と云ふことは、當時問題になつて居なかつたものではないかと云ふやうに思考せられることは本論に述べた通りである。源平盛衰記も上人に對して酷評を下して居るが、同じく眞言の正道を誤る邪教宣布のことには觸れて居ないし、其の惡評も半ば以上は誤りであることは、天野山金剛寺學頭禪惠法印の所記に依つて訂正せらる可きものである。禪惠法印の所記は斷簡零墨ではあるが、上人の付法としての彼は豫期しなかつた上人への報恩を行つたものであつた。日野家出身の賢俊僧正の

如くに、地位門閥に恵まれなかつた彼、一生を南に北に漂浪して、南朝の天子と共に安住の境地を見出し得なかつた彼は、其の終末を僅かに禪惠法印の筆の先、聖教の端に留めたに過ぎなかつた。彼の所記がなかつたならば、上人は寶鏡鈔に云へるが如く、東寺の門徒を放たれたとか、或は傳燈廣録にあるやうに、甲州に配流されたとか云ふことになつて終つたであらう。高野山衆徒の彈劾上奏文や、源平盛衰記等の記事から推考して見て、彼の次第作法の僞作、或は注理趣經に見る思想的の逸脱と云ふことも、彼の在世當時には全然世上の問題とならなかつたのが事實であつて、若しこれが彼を排斥する理由となつて居たならば、明瞭にそれが表面に現れなければならないと思ふのであるが、現れて居ないところを見ると、立川流との關係や、僞書問題は後に至つて彼の思想的相似點、並に彼の執り來つた方法手段を捕へて、彼に因縁づけたのではないかと臆測される。或はこれが私の臆測であり、妄斷であるかも知れなく、將來に出る新資料に依つて私のかうした推定は見事に顛覆せられるかも知れないが、私はさうした日の早く來ることを日本歴史のため、眞言宗史のために深く希望して居る次第である。たゞ私が非常に遺憾に思ふことは、文觀上

光り無き洞穴に追込まれたる一生

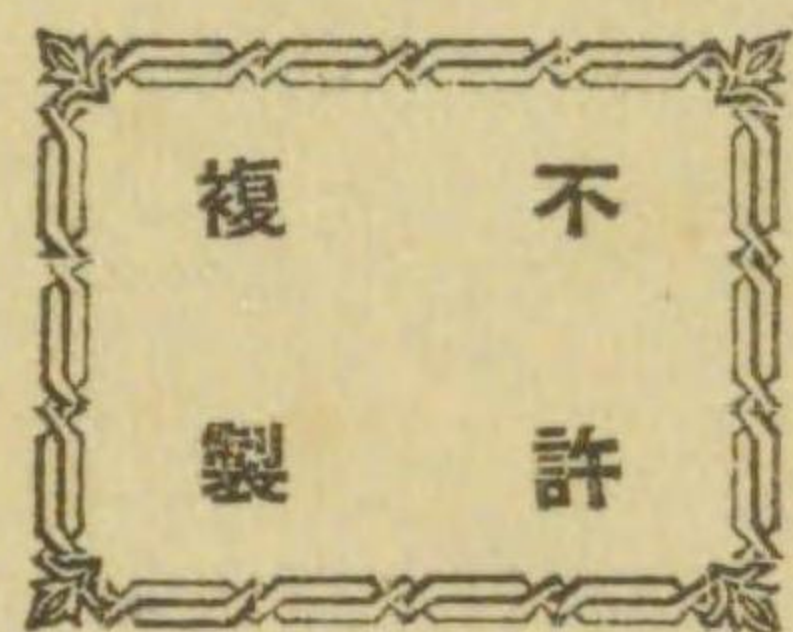
二二二

人自撰の書と云ふものゝ所在も判然して居るのであるが、それを簡単に見る事の出来ないことであつて、これはこれを簡単に見ることの出来る地位のある學者の手に依つて、闡明して貰ふより外に方法のない今日であるが、更にこれを所藏して居る寺院が學問のために、熱心なる學者に便宜を計つて、閲覽せしめるだけの雅量を持つて欲しいと云ふことを合掌して筆を擱く次第である。

立川流 文觀上人之研究終
祕密史

昭和十三年二月五日印刷
昭和十三年二月十日發行

定價 貳 圓



著者 東京市板橋區練馬仲町二ノ二九〇一番地
兼 行者 守 山 聖 眞
印刷人 東京市本郷區湯島三組町八一番地
川 邊 多 喜 男
印刷所 東京市本郷區湯島三組町八一番地
川 邊 活 版 所
電話下谷一六五二番

發行所

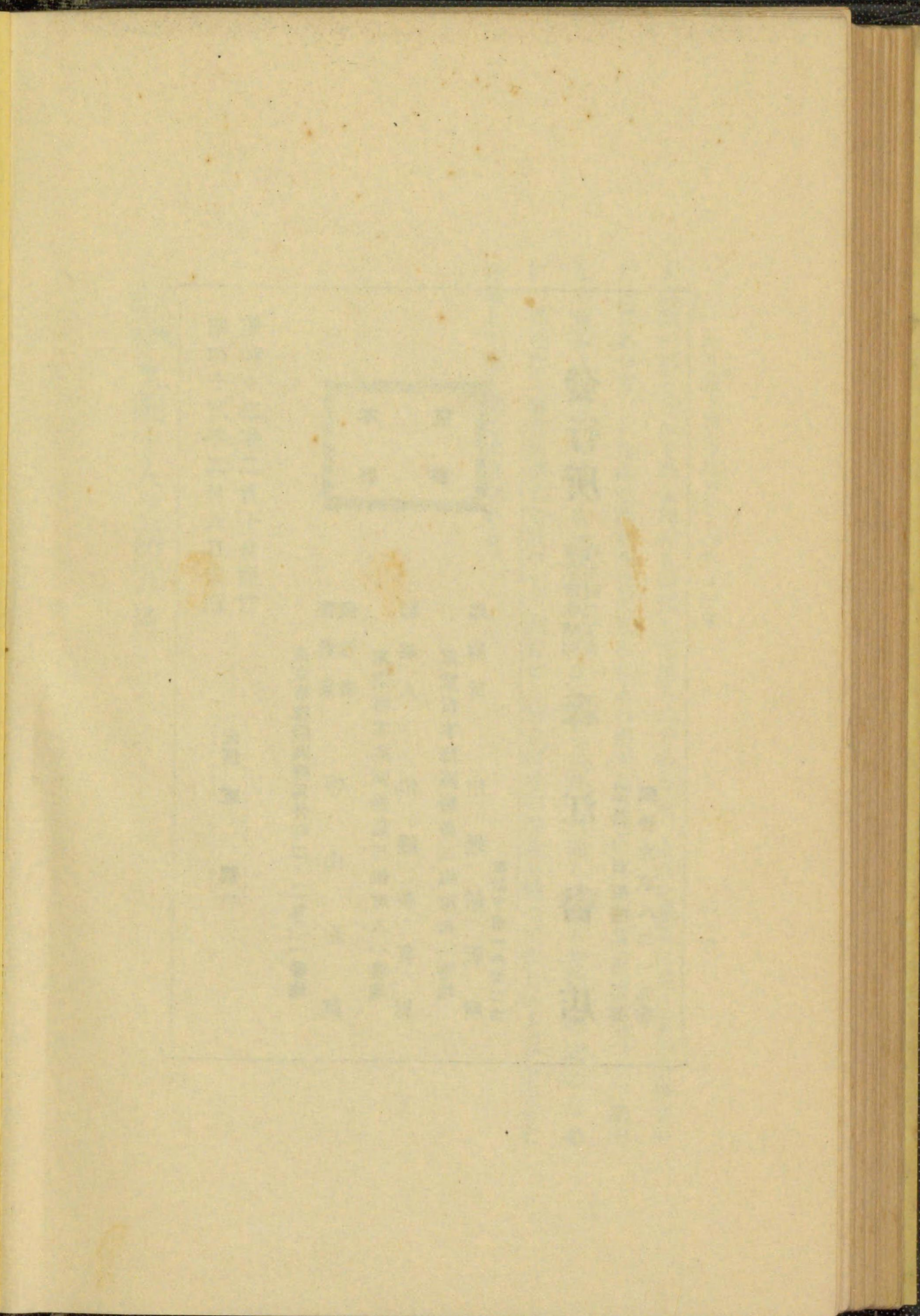
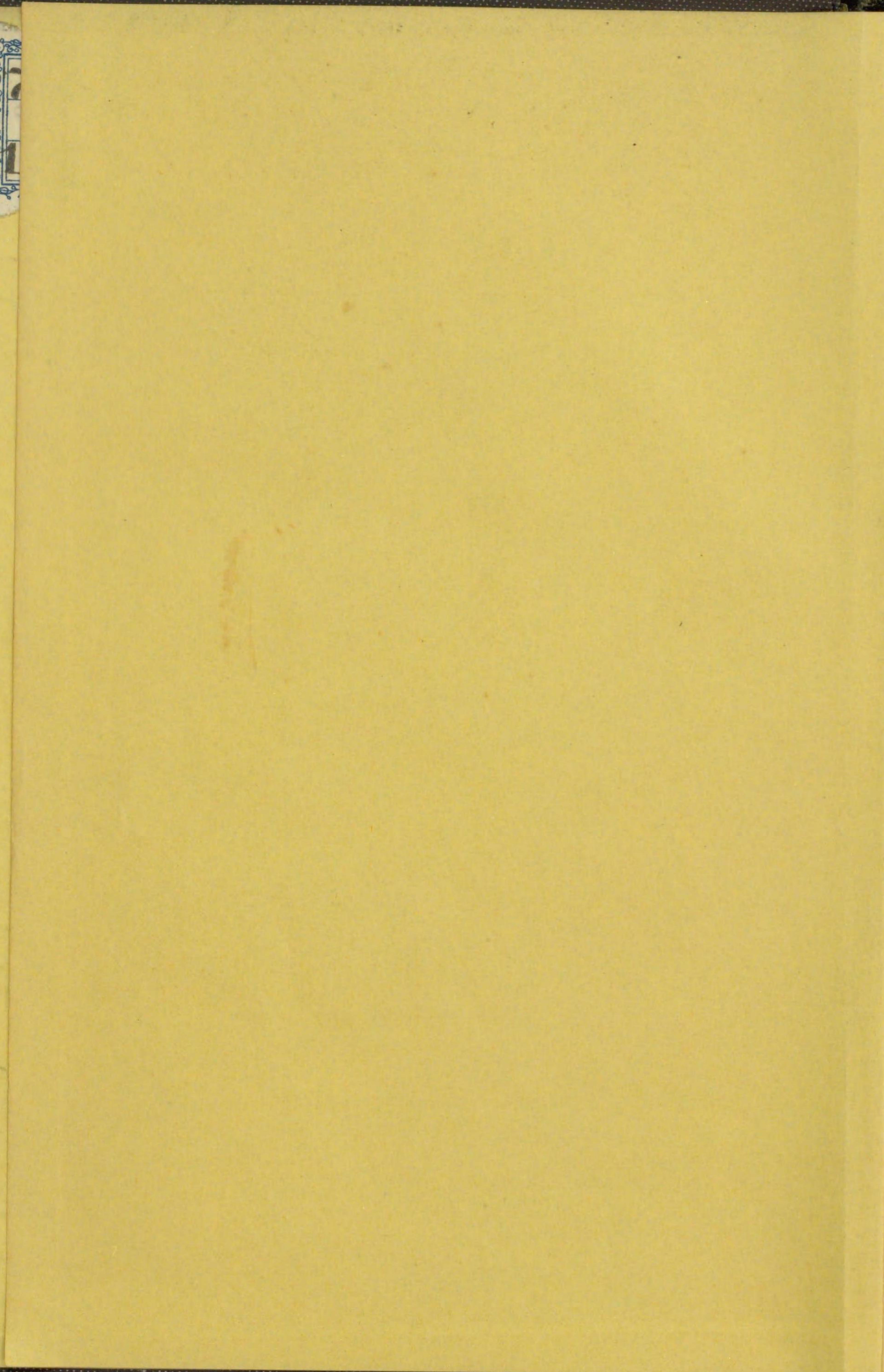
東京市本郷區
春木町二丁目

森

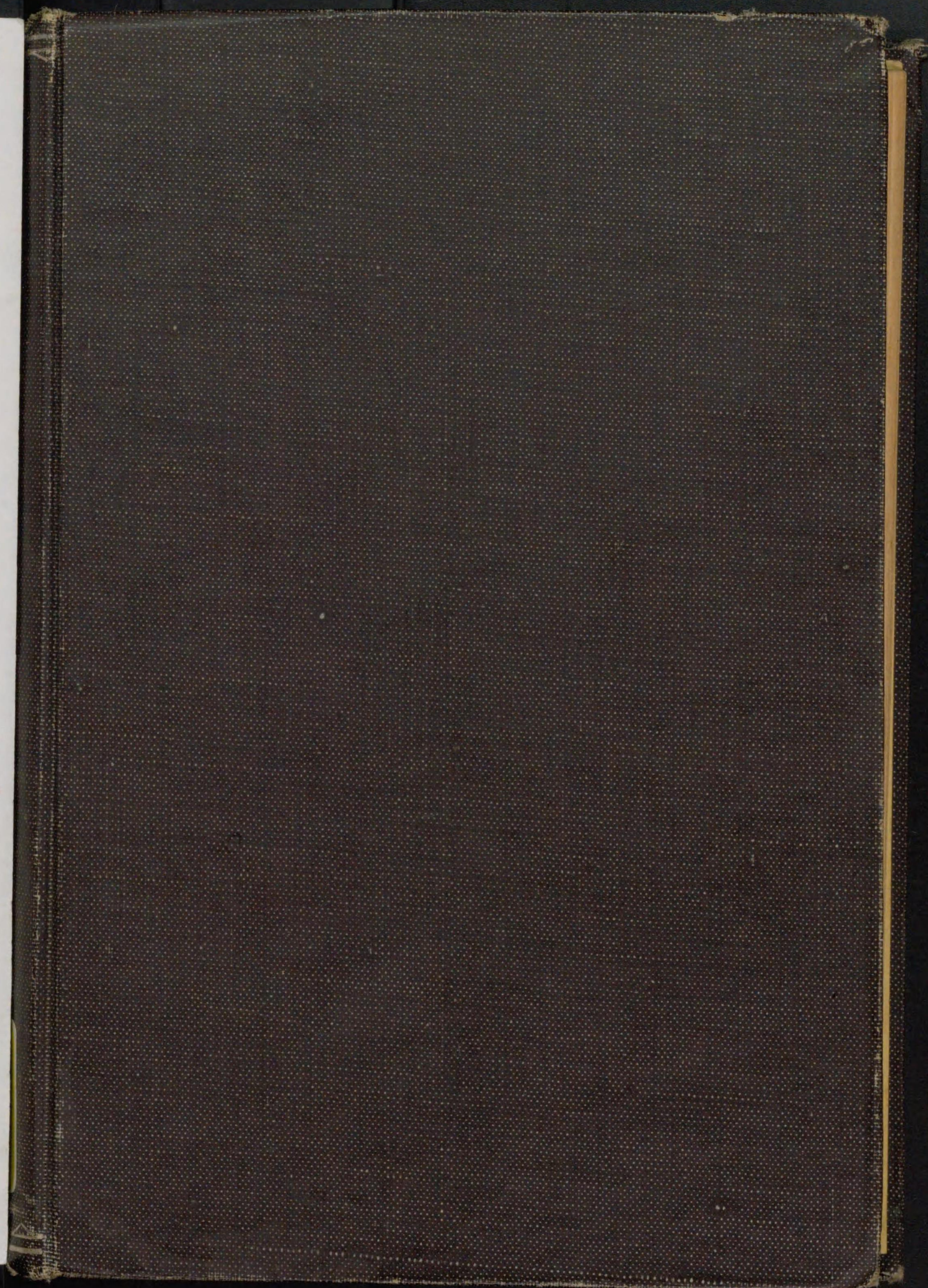
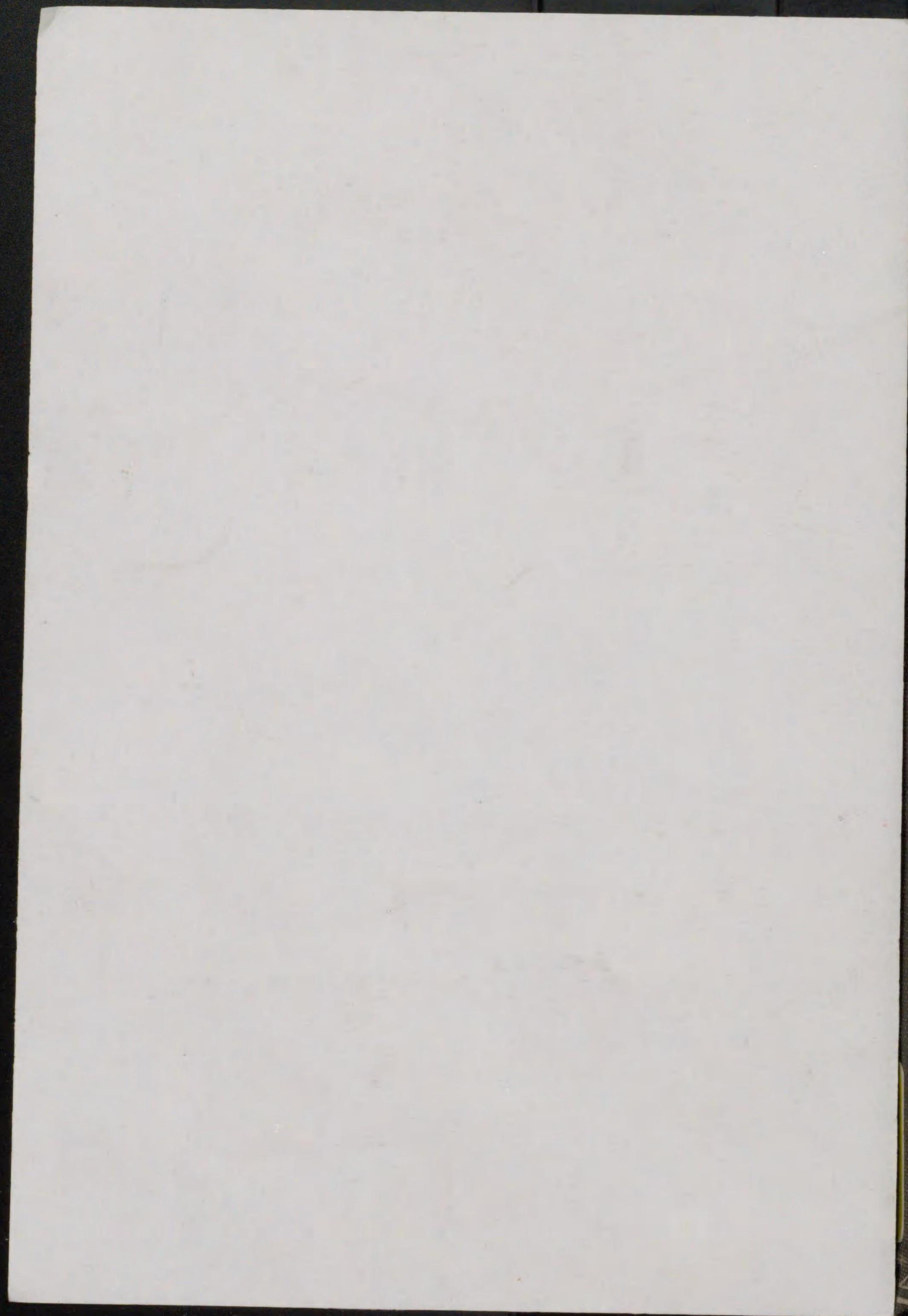
江 書 店

電話小石川四一八二番
振替東京八二一九番

Small decorative label with blue and white floral patterns, partially obscured by the yellow paper strip.



744
119

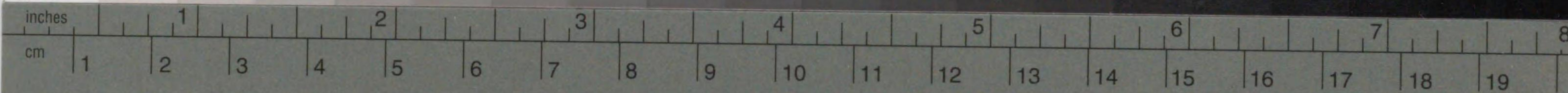


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

